

# 株式会社岡崎消防ビル の

## 全体の消防計画（統括消防計画）

令和〇〇年 月 日 作成

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この計画は、株式会社岡崎消防ビル（建物名）において協議決定した事項に基づき、火災等の災害の未然防止及び災害による被害の軽減を図るために必要な事項について定めるものとする。

#### （消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、当該防火対象物に存する事業所の管理について権原を有する者（以下「事業主」という。）及びその従業員並びに出入する全ての者に適用するものとする。

2 各管理権原者における当該権限の範囲については、権限の範囲《別添1》に定める。

#### （統括防火管理者の権限及び責務）

第3条 統括防火管理者は、岡崎 一郎 とし、この計画に定める一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 全体の消防計画の作成及び変更並びに各事業所の消防計画の作成指導に関すること。
- (2) 通報、避難誘導及び消火訓練の実施に関すること。
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査及び消防用設備等の点検の実施指導並びに施設器具等の不備欠陥箇所の改修及び修理について事業主への報告に関すること。
- (4) 事業所の防火管理業務に関し、各防火管理者及び火元責任者（以下「防火管理者等」という。）に対する指示、命令並びに相互の連絡に関すること。
- (5) 防災教育の実施に関すること。
- (6) 防火管理業務上必要なときの各事業所への立入に関すること。
- (7) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (8) その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項に関すること。

#### （統括防火管理者への報告）

第4条 各事業主は、防火管理者等をして次の事項を統括防火管理者へ報告しなければならない。

- (1) 各事業所の用途及び設備を変更するとき。
- (2) 各事業所の消防計画を変更するとき。
- (3) 改修及び改造等の工事を行うとき。
- (4) 危険物品等を持ち込み使用するとき。
- (5) 臨時に火を使用するとき。
- (6) 火気使用設備器具を新たに使用するとき。
- (7) 催し物を開催するとき。

#### （消防機関への報告）

第5条 統括防火管理者は、統括防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の報告等を行うものとする。

- (1) 全体の消防計画及び事業所の消防計画の届出（改正の場合はその都度）
- (2) 建築物及び各設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 火災予防上必要な設備の検査をするための指導要請
- (5) 防災教育、訓練実施時における事前の届出及び指導要請
- (6) 防火管理について必要な事項の報告

## 第2章 予防管理対策

### （予防管理組織）

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、各事業所に防火管理者のもとに火元責任者を定め、予防管理組織編成表《別添2》のとおり指定する。

### （自主検査）

第7条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者等は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票《別添3》に基づき定期的に自主検査を実施し、その結果を記録、保存する。

### （消防用設備等の点検報告）

第8条 ビル所有者及び各事業所の事業主は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、機器点検を6か月に1回、総合点検を1年に1回実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに1年に1回（非特定防火対象物は3年に1回）岡崎市消防長に報告しなければならない。

### （検査・点検結果の記録）

第9条 第7条及び第8条の規定に定める検査、点検を実施した者は、その結果を統括防火管理者に報告しなければならない。統括防火管理者は、検査、点検結果を取りまとめ建物責任者に報告するとともに、維持台帳に記録し、保存しなければならない。

### （不備欠陥箇所の改修報告）

第10条 各事業所の防火管理者等は、点検、検査結果に基づく不備欠陥箇所の改修結果又は改修計画を統括防火管理者に報告しなければならない。

### （不備欠陥箇所の整備の促進）

第11条 統括防火管理者は、不備欠陥箇所が整備されていないと認める場合は、当該箇所の事業主に改修するよう指示し、又は改修計画の提出を求めることができる。

### （火気等使用時の遵守事項）

第12条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスこんろ、ストーブ、電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前に必ず点検すること。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認し、安全な場所以外では使用しないこと。
- (4) 火気使用設備器具は使用後の点検を励行し、安全を確認すること。
- (5) 喫煙は、指定された場所以外ではしないこと。

(施設に対する遵守事項)

第13条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、避難の妨害となる設備、又は物品を設置しないこと。
- (2) 床面は、避難する際、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける扉、シャッター等は、安易に解錠でき、かつ、開放できるものとし、開放した場合、廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。
- (4) 防火戸は、常時閉鎖できるよう機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となるような物品を置かないこと。
- (5) 防火戸に近接して延焼につながる物品を置かないこと。

(工事中に対する遵守事項)

第14条 各事業所において改修及び改造等の工事をしようとする場合もしくは危険物関係施設等を新設、移転、改修等をする場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接、溶断その他の火気等を使用する工事を行う場合は、統括防火管理者の承認を得るとともに、岡崎市消防長へ届出すること。
- (2) 前号の工事にあたっては、消火器を設置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙をしないこと。
- (4) 危険物類を使用する場合は、その都度統括防火管理者の承認を得ること。
- (5) 作業現場ごとに、火気管理責任者を指定すること。

### 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第15条 火災、地震その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるために自衛消防組織を自衛消防組織編成表《別添4》のとおり定める。

(自衛消防隊長の権限)

第16条 自衛消防隊長は、火災及び震災等の災害活動並びに訓練の実施にあたって、指揮、命令等の一切の権限を有するものとする。

(避難経路図等の掲示)

第17条 自衛消防隊長は、人命安全を確保するため、各階に消防用設備等の配置図及び避難経路図を作成して掲示し、隊員及び従業員等全ての者に周知徹底しなければならない。

(自衛消防隊の活動)

第18条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

- (1) 通報連絡担当は、火災を消防機関へ通報するとともに、全事業所への災害の報知及び消防隊への情報提供の任にあたる。
- (2) 消火担当は、消火器等の設備器具を活用して、災害の防止にあたるものとする。
- (3) 避難誘導担当は、来場者等を非常口、非常階段より避難場所へすみやかに誘導するものとする。

(夜間、休日の活動体制)

第19条 夜間、休日等の災害発生に備え、被害を最小限にとどめるため自衛消防体制の方法等

を防火管理業務の一部委託状況表《別添5》のとおり定める。

- 2 各事業主、自衛消防隊員並びに従業員等は、すみやかに参集するものとし、現場にいる最高責任者の指示に従い、各自の任務につくものとする。

#### 第4章 震災対策

##### (震災予防措置)

第20条 防火管理者等は、第7条に定める自主検査にあわせて地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 統括防火管理者は、大規模な地震発生に伴う地震予知情報又は警戒宣言が発令された場合は、全ての防火管理者等に周知徹底を図るとともに次の事前措置を講ずるものとする。

- (1) 地震予知情報又は警戒宣言に関する情報の収集、伝達

- ア 情報収集体制の確立
- イ 在場者に対する情報伝達及び周知

- (2) 建物及び施設物等に対する措置

- ア 建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の落下等の検査及び補強措置の実施
- イ 事業所内に陳列、設置する物件の転倒、落下防止対策の実施
- ウ 消防用設備等の点検及び自家発電設備の点検整備

- (3) 出火防止措置

- ア 火気使用設備器具の使用制限及び使用中
- イ 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火措置等の作動状況の検査
- ウ 危険物類の貯蔵、取扱施設の検査及び流出、漏れ等の防止措置

- (4) 防災組織体制の確認

- ア 自衛消防隊員に対する任務の確認と特命事項の付与
- イ 非常用防災資器材の点検及び整備

- (5) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練の実施

- (6) 営業等の自主規制措置

- (7) その他の地震対策上必要な措置

##### (地震時の活動)

第21条 地震時の活動は第3章に定めるほか、災害の最も大なるところを優先し、情報収集、避難誘導については次によるものとする。

- (1) 情報収集

- ア 通報連絡担当は、建物及び周辺の被災状況を自衛消防隊長に報告するものとする。
- イ 自衛消防隊長は、その対応措置を講ずるものとし、通報連絡担当は、隊長の指示命令を各担当に伝達するものとする。

- (2) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、従業員等を屋外の安全な場所へ誘導し、人員の把握に努めるものとする。
- イ 集合後、防災機関からの命令又は自衛消防隊長の判断により、指定緊急避難場所  
（指定緊急避難場所一覧から選択）に誘導するものとする。

(自衛消防隊の装備)

第22条 自衛消防隊の装備及び保管場所は、次によるものとする。

(1) 装備

消火器、懐中電灯、ロープ、ヘルメット、携帯用拡声器、警笛

(2) 装備の保管場所

装備は、防災センター等に保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。

(応援出場)

第23条 自衛消防隊長は、応援協定に定めるほか、次に掲げる場合に応援出場又は資器材を提供することができるものとする。

(1) 当建物に延焼のおそれがあるとき。

(2) 地震等による災害で応援を必要と判断したとき。

(3) 前各号以外で近接建物の管理権原者から応援要請を受けたとき。

第5章 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発令時の対策

(対策)

第24条 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発令時及び地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに事業所責任者及び通報連絡担当にその旨を報告する。

(自衛消防隊の業務)

第25条 従業員は、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時及び地震が発生したことを覚知したときは、事業所責任者の指揮の下、次の各号の自衛消防隊の区分に従い、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 通報連絡担当

ア テレビ、ラジオ等による情報の収集

イ 建物内への地震、津波、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報及び防災上必要な情報の伝達

ウ 非常持出品の準備

(2) 消火担当

ア 火気使用設備の使用停止その他の出火防止措置及び消火器等の準備

イ 商品等の転倒、落下防止

(3) 避難誘導担当

ア 避難通路の確保及び非常口の開放並びに来場者等の避難誘導

イ その他必要な措置

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育)

第26条 統括防火管理者は、防火管理者等に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

( 防災教育の内容 )

第 27 条 防火管理者等に対し、次の教育を行う。

- (1) 協議事項等、管理権原者による協議内容の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) その他防火管理上必要な事項

( 自衛消防訓練 )

第 28 条 自衛消防訓練は、全事業所が参加して行う訓練と各事業所単位で行う訓練の 2 種類とし、次により行うものとする。

- (1) 全事業所が参加して行う訓練  
全事業所が参加する訓練は、あらかじめ時期、回数を定めて実施するものとし、自衛消防隊長が指揮するものとする。
  - (2) 各事業所単位で行う訓練  
各事業所単位で行う訓練は、各事業所の防火管理者が、実施回数、実施方法を定めるものとする。
- 2 各事業主は、訓練実施にあたって従業員を積極的に参加させなければならないものとする。
  - 3 事業所単位で行う訓練を実施しようとする当該事業所の防火管理者等は、統括防火管理者にあらかじめ通知しなければならないものとする。
  - 4 統括防火管理者は、全事業所が参加して行う訓練を実施するときは、訓練日 3 日前までに「消防訓練実施届」を岡崎市消防長に届け出なければならない。

## 権限の範囲

### 株式会社岡崎消防ビル

(建物名)

階 又は 部 屋 番 号	事 業 所 名 ( 法 人 名 )	用 途	項
1 階	ショップ	販売店	4 項
2 階	株式会社 営業所	事務所	1 5 項
3 階	レストラン	飲食店	3 項口

## 予防管理組織編成表

建 物 所 有 者	氏名	岡崎 太郎
統括防火管理者	氏名	岡崎 一郎

階 数 又は 部屋番号	事業所名 (法人名)	防火管理者 (職・氏名)	火元責任者 (職・氏名)
1階	ショップ	店長	従業員
2階	株式会社 営業所	所長	係長
3階	レストラン	店長	料理長



## 自主検査票

検査日 年 月 日

管理権原者	
防火管理者	
検査担当者	

判定欄の記号 印 良い ×印 不良 ×印 改修済

区 分	検 査 内 容	判 定	
建 築 物	周 囲 等	可燃物が放置されていないか。 避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。	
	防 火 区 画 階 段 ・ 廊 下 非 常 口	防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。 避難を妨げる物品等はないか。	
		非常口は、容易に開閉できるか。	
消 火 設 備	消 火 器 具	適正な位置に配置されているか。 外観に異常はないか。 標識は脱落していないか。	
		屋 内 消 火 栓 設 備	扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。 外観に異常はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 ポンプ室は整理され可燃物はないか。
			スプリンクラー 設 備
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	受信機、発信機の周辺に障害物はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 感知器の変形・破損はないか。 警戒区域一覧図はあるか。
非 常 警 報 設 備 (非常放送設備)			ベル・放送の音量は適正か。 本体の周辺に障害物はないか。 放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。 表示灯は正常に点灯しているか。

提出時は、未記入で構いません。

実際に自主検査を行った際に、こちらをコピーして使用してください。

区 分		検 査 内 容	判 定
警 報 設 備	火 通 報 装 置	本体・遠隔起動装置に変形等はないか。	
		本体の電源に異常はないか。	
		起動装置の周囲に障害物はないか。	
避 難 設 備	避 難 器 具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。	
		操作場所の窓は容易に開放できるか。	
		降下空間の途中で看板等の障害物はないか。	
	誘 導 灯 誘 導 標 識	標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。	
		非常電源に異常はないか。	
		照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。	
消 防 隊 使 用 設 備	連 送 水 結 管	各階の放水口のバルブから漏水していないか。	
		扉の開閉を妨げる物品等はないか。	
		送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。	
	消 防 隊 進 入 口	外部から容易に進入口を確認できるか。	
		外部から容易に開放できるか。	
		進入口の周囲に物品等はないか。	
	排 煙 設 備	垂れ壁・可動壁の作動障害はないか。	
		排煙口の近くに妨げとなる物品等はないか。	
		手動操作箱に変形・破損はないか。	
そ の 他	危 険 物	施設は適正に維持管理されているか。	
		許可(届出)された品名、数量が守られているか。	
		係員以外の者がみだりに出入りしていないか。	
		危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。	
		みだりに火気を使用されていないか。	
	火 気 管 理	喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。	
		電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。	
		ガスホース、電気コード等に異常はないか。	
		厨房ダクトの清掃はされているか。	
		焼却炉の構造及び火の始末はよいか。	
	防 炎 対 象 物 品	カーテン・じゅうたん等は防災物品であり、表示はあるか。	
	そ の 他		

## 自衛消防組織編成表

自衛消防隊長	氏名又は役職	岡崎 一郎
--------	--------	-------

任 務 内 容	事 業 所 名	隊員の氏名又は役職
通報連絡担当 消防機関への通報 全事業所への報知 消防隊への情報提供	ショップ	店長
消火担当 消火器、屋内消火栓等を用いて初期消火活動を行う。	株式会社 営業所	所長
避難誘導担当 非常口を開放して、客及び従業員等を避難誘導並びに人員の確認を行う。	レストラン	店長
	事業所数 3	隊員数 3 人

事業所数が少ないときは、担当を兼務しても問題はありません。

## 防火管理業務の一部委託状況表

(令和〇〇年 月 日現在)

受託者 氏名(名称)		岡崎警備(株) 岡崎営業所				
住 所(所在地)		岡崎市〇〇町字△△×番地 消防ビル TEL ( 0564 ) 12 - 3456				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	火気使用箇所の点検等監視業務 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 避難誘導 その他( ) 周囲の可燃物の管理 その他( 定期的な巡回 )			
		方法	常駐場所			
			委託する防火対象物の区域	全域	一部[ ]	
		委託する時間帯		常駐人員	人	
	巡回方式	範囲	巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 火災が発生した場合の初動措置 初期消火 通報連絡 その他( ) その他( )			
		方法	巡回回数			
			委託する防火対象物の区域	全域	一部[ ]	
		委託する時間帯		巡回人員	人	
	<input checked="" type="checkbox"/> 遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 その他( ) その他( )			
		方法	現場確認要員の待機場所	岡崎市〇〇町字△△×番地		
委託する防火対象物の区域			<input checked="" type="checkbox"/> 全域	一部[ ]		
	委託する時間帯	24時間	所要時間	5分		

(備考) 1. 「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の口に✓印を付すこと。

2. 委託している場合のみ記載してください。

委託していない場合は、記載の必要はありません。

## 2 指定緊急避難場所一覧表

	区 分	電話番号	所 在 地	体育館等の屋内施設			運動場等の屋外	
				風水害	長期人数	一時人数	地震	収容人数
1	岡崎市役所	23 - 6777	十王町2丁目9			120		
2	甲山中学校	22 - 2664	中町字北野東20 - 1		240	310		7,550
3	梅園小学校	22 - 3536	稲熊町字4丁目68 - 1		160	210		8,000
4	根石小学校	22 - 3646	欠町字石ヶ崎1 - 2		230	290		6,350
5	せきれいホール	25 - 0511	朝日町3丁目36 - 5		100	560		
6	岡崎商業高校	21 - 3599	栄町3 - 76		410	610		11,500
7	葵中学校	21 - 0171	伊賀新町31 - 1		240	310		12,200
8	井田小学校	22 - 2146	井田町字茨坪4 - 3		120	150		10,650
9	愛宕小学校	22 - 4419	伊賀町字愛宕山1		200	260		5,350
10	広幡小学校	21 - 0610	広幡町11 - 1		160	210		6,300
11	岡崎市民会館・甲山会館	21 - 9121	六供町字出崎15 - 1		130	170		
12	井田体育館	24 - 8061	伊賀新町10 - 3		160	200		
13	岡崎北高校	22 - 2536	石神町17 - 1		340	510		13,650
14	愛知教育大学附属岡崎小学校	21 - 2237	六供町八貫15		330	500		3,800
15	城北中学校	21 - 8103	城北町3 - 1		240	300		7,850
16	連尺小学校	22 - 6574	城北町4		230	290		8,000
17	連尺学区市民ホーム	23 - 3624	魚町1丁目4		40	50		
18	図書館交流プラザりぶら	23 - 3111	康生通西4丁目71			157		
19	岡崎西高校	25 - 0751	日名南町7		530	660		9,750
20	竜海中学校	51 - 4538	明大寺町字栗林48 - 1		250	320		7,500
21	六名小学校	51 - 3536	六名3丁目2 - 1		230	290		5,000
22	三島小学校	51 - 0568	明大寺町字池上1		160	210		4,050
23	竜美丘小学校	52 - 1275	竜美台1丁目1		160	210		5,600
24	岡崎市体育館	53 - 1811	六名本町7		680	3,200		
25	中央市民センター	55 - 8066	上六名3丁目3 - 7		180	230		
26	六名学区市民ホーム	54 - 1085	六名南1丁目2 - 1		40	50		
27	岡崎高校	51 - 0202	明大寺町字伝馬1		410	620		11,250
28	愛知教育大学附属岡崎中学校	51 - 3637	明大寺町字栗林1		490	740		3,600
29	常磐中学校	46 - 2028	滝町字山籠109		250	320		4,800
30	常磐南小学校	46 - 2005	田口町字岩本12 - 4		120	150		4,150
31	常磐東小学校	46 - 2108	米河内町字惣作32		120	150		4,250
32	常磐小学校	46 - 2003	滝町字入ノ谷3 - 4		160	210		6,250
33	南中学校	51 - 4664	戸崎町字野畔8 - 1		180	230		7,150
34	羽根小学校	51 - 1795	羽根町字池脇24 - 2		160	210		7,750
35	翔南中学校	71 - 1122	針崎町字春咲1 - 2		320	480		7,870
36	岡崎小学校	51 - 1252	針崎町字フコ1		160	210		5,800
37	小豆坂小学校	54 - 1651	戸崎町字藤狭13 - 5		160	210		4,200
38	南部市民センター	51 - 1579	羽根町字貴登野15		70	100		
39	南部市民センター分館	53 - 7831	羽根西新町5 - 3		70	90		
40	岡崎工業高校	51 - 1646	羽根町字陣場47		390	580		17,300
41	福岡中学校	51 - 9057	福岡町字井杭3		240	310		9,300
42	福岡小学校	51 - 9040	福岡町字西市仲3		160	210		8,000
43	竜南中学校	54 - 4400	緑丘2丁目17		240	300		8,350
44	上地小学校	53 - 0501	上地3丁目31		160	210		5,200
45	緑丘小学校	51 - 5693	美合町字沢渡12		160	210		4,850
46	美川中学校	21 - 1898	丸山町字八サマ4 - 1		160	210		5,950
47	男川小学校	22 - 1159	大平町字中道17		160	210		9,800
48	美合小学校	51 - 1020	岡町字南石原30		160	210		4,000
49	中央総合公園	25 - 7887	高隆寺町字峠1		6,120	7,660		
50	総合検査センター	57 - 0530	美合町字五本松68 - 1		80	120		
51	大平市民センター	22 - 0162	大平町字皿田6		60	80		
52	河合中学校	47 - 2012	茅原沢町字上平7		140	180		4,150
53	生平小学校	47 - 2547	生平町字鴉場25 - 1		120	150		4,200

	区 分	電話番号	所 在 地	体育館等の屋内施設			運動場等の屋外	
				風水害	長期人数	一時人数	地震	収容人数
54	秦梨小学校	47 - 2548	秦梨町字世土田 2		120	150		2,500
55	東海中学校	48 - 2821	山綱町字中柴51		240	310		7,250
56	竜谷小学校	53 - 3865	竜泉寺町字松本34 - 4		160	210		6,400
57	藤川小学校	48 - 2029	藤川町字西町北44		160	210		2,650
58	山中小学校	48 - 2201	舞木町字天神越 1		120	150		4,300
59	本宿小学校	48 - 2504	本宿町字三本松入14 - 1		160	210		5,400
60	東部市民センター	48 - 2922	山綱町字天神 2 - 9		70	90		
61	藤川学区市民ホーム	48 - 2004	藤川台 3丁目112		40	50		
62	本宿学区市民ホーム	48 - 6552	本宿町字古新田11 - 1		40	50		
63	岡崎東高校	52 - 8911	竜泉寺町字後山27		350	580		13,000
64	岩津中学校	45 - 2022	東蔵前 2丁目36		160	210		9,650
65	恵田小学校	45 - 2225	恵田町字三月ヶ入71 - 1		120	150		3,450
66	岩津小学校	45 - 2007	岩津町字申堂24 - 2		160	210		4,150
67	大樹寺小学校	22 - 1419	鴨田町字広元31		230	290		4,100
68	百々保育園	22 - 2076	河原町15 - 1		50	60		
69	北部地域交流センター	66 - 8251	西藏前町字季平45 - 1		70	90		
70	大樹寺学区市民ホーム	23 - 4671	鴨田町字田起64 - 18		40	50		
71	岩津高校	45 - 2005	東蔵前町字馬場 5		330	500		8,700
72	北中学校	22 - 8740	上里 1丁目10		240	300		8,100
73	大門小学校	23 - 8709	大門 4丁目 4 - 1		160	210		5,800
74	新香山中学校	45 - 2026	桑原町字大沢20 - 86		240	300		7,850
75	奥殿小学校	45 - 2207	奥殿町字仲西73 - 2		160	210		4,200
76	細川小学校	45 - 2701	細川町字石田45		160	210		5,250
77	矢作北中学校	31 - 3611	東大友町字筆屋43 - 1		160	210		7,300
78	矢作東小学校	31 - 3233	矢作町字切戸28		160	210		3,050
79	矢作北小学校	31 - 4574	橋目町字西遠山 9 - 2		160	210		4,650
80	北野小学校	31 - 1112	北野町字山下 1 - 1		160	210		5,050
81	矢作中学校	31 - 3808	暮戸町字蓮代18		250	320		10,800
82	矢作西小学校	31 - 3283	宇頭町字長合40		160	210		4,350
83	矢作南小学校	31 - 2723	大和町字西島13		160	210		3,950
84	矢作西保育園	31 - 5502	西本郷町字和志山101 - 4		30	40		
85	西部地域交流センター	33 - 3665	矢作町字尊所45 - 1		70	110		
86	六ッ美中学校	43 - 2071	下青野町字井戸尻72		160	210		7,050
87	六ッ美中部小学校	43 - 2260	下青野町字井戸尻71		160	210		4,800
88	六ッ美南部小学校	43 - 2105	中島町字下井ノ上 9 - 1		160	210		4,700
89	六ッ美市民センター	43 - 2510	下青野町字天神64		60	80		
90	六ッ美北中学校	54 - 2431	井内町字六反 2		240	300		9,600
91	六ッ美北部小学校	52 - 2257	土井町字炭焼 2		160	210		5,550
92	城南小学校	52 - 2913	城南町 1丁目11		160	210		6,350
93	六ッ美西部小学校	71 - 2971	赤浜町字道本33		230	290		5,400
94	額田中学校	82 - 3160	檉山町字原新田88		1,000	3,000		9,925
95	豊富小学校	82 - 3073	檉山町字西ノ沢 3		50	200		1,539
96	ぬかた会館	82 - 2268	檉山町字山ノ神10 - 1		30	50		
97	豊富学区市民ホーム	82 - 2099	檉山町字仲村10 - 1		50	200		
98	夏山小学校	82 - 3015	夏山町字細田 7 - 1		20	200		1,811
99	ホテル学校	82 - 3027	鳥川町字小デノ沢 5 - 1		20	150		628
100	宮崎小学校	83 - 2260	石原町字古城 9		120	500		2,609
101	宮崎保育園	83 - 2370	石原町字淀野21		30	50		
102	旧大雨河小学校	83 - 2014	東河原町字黒石17		20	100		1,262
103	千万町倉庫	83 - 2810	千万町町字宮西20 - 1		20	100		1,213
104	形埜小学校	84 - 2002	桜形町字中嶋13		200	500		4,158
105	基幹集落センター	84 - 2021	桜形町字福塚 3		100	200		
106	形埜学区市民ホーム	84 - 3009	桜形町字福塚 3		100	200		
107	下山小学校	84 - 2204	保久町字市場16		20	100		3,233
	合 計				24,580	38,537		492,998